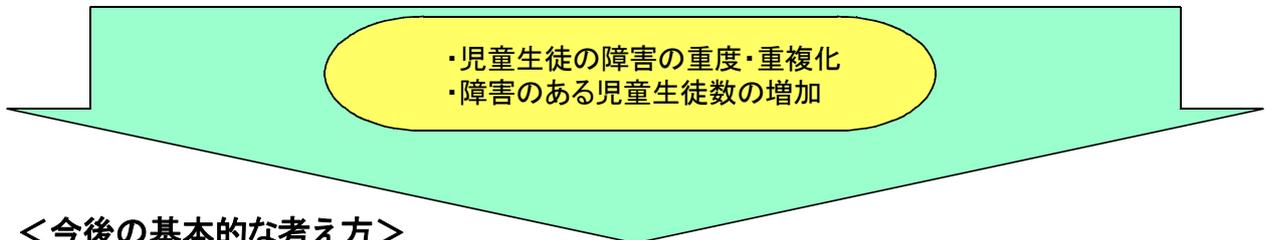
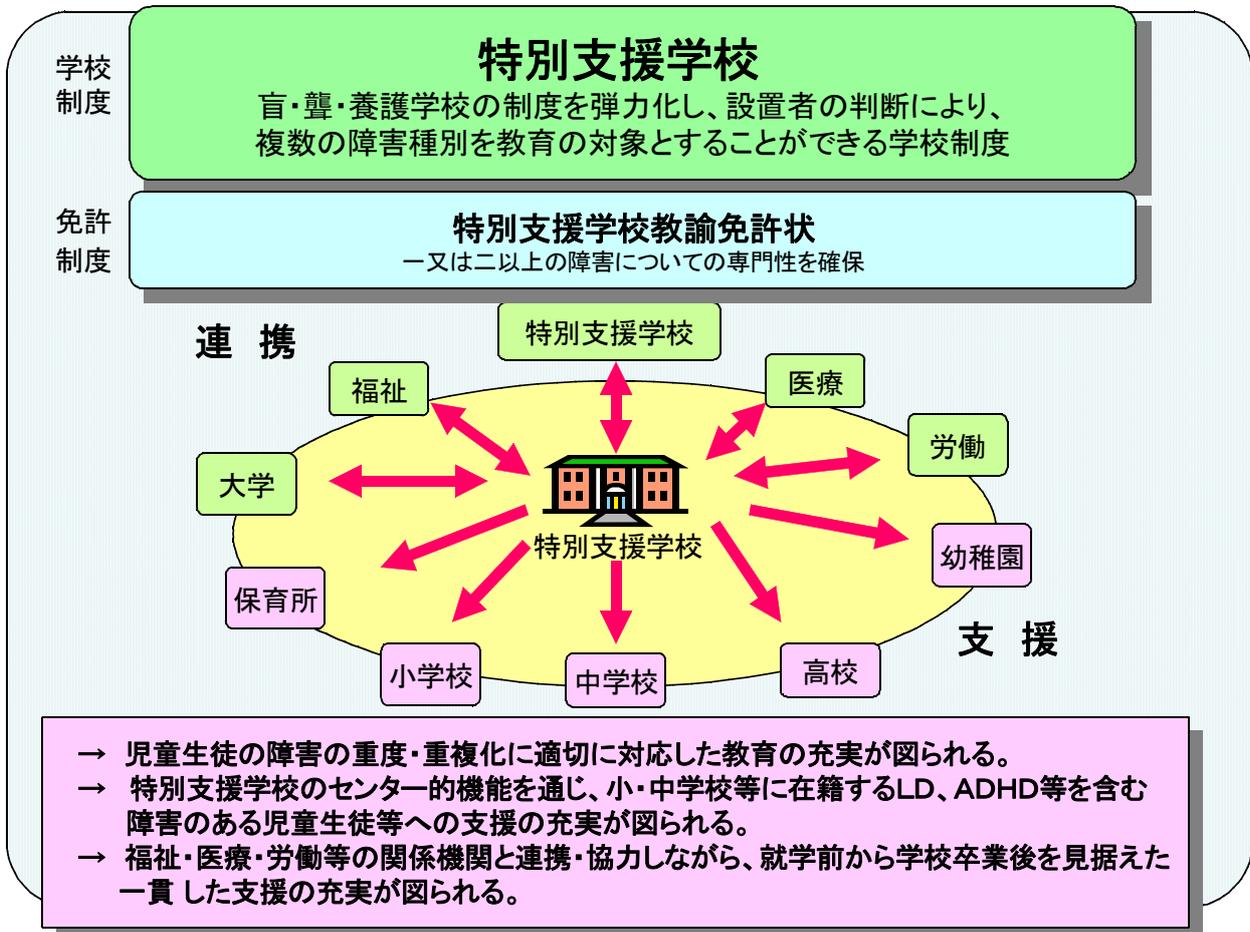


<現 状> 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ(制度の弾力化)

	障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定（全学齢児童生徒のうち0.50%が在籍）		
学校制度	盲学校 (0.01%)	聾学校 (0.03%)	養護学校 (0.46%) 知的障害、肢体不自由、病弱
免許制度	盲学校教諭免許状	聾学校教諭免許状	養護学校教諭免許状



<今後の基本的な考え方>



- 児童生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育の充実が図られる。
- 特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍するLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実が図られる。
- 福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実が図られる。